

## ベトナムの介護ビジネス

石川 幸

## &lt;はじめに&gt;

今回は、ベトナムにおける高齢者と介護施設についてお話ししたいと思います。東南アジア諸国全体の一般的な印象は、「若年層が多い」「出生率が高い」「経済成長が著しい」ではないでしょうか。ベトナムも例外でなく、現在の人口構造は日本の1970年代と類似しており、平均年齢が28歳~30歳で、人口の約60%が30歳未満と言われています。

しかし、長期的な人口推移を見ると高齢化の進行スピードが速く、ベトナムはASEAN諸国の中でも、ブルネイに次ぎ二番目に早く高齢化が進行すると言われています。2015年に「高齢化社会」に突入し、2030年には「高齢社会」となると予測されています。

全人口に占める65歳以上の割合が  
7%を超える状態 「高齢化社会」  
14%を超える状態 「高齢社会」

日本では、高齢化社会へ突入してから、24年かけて高齢社会へと移行しましたが、ベトナムでは僅か15年という短期間で移行すると予測されています。

こういった高齢者の増加に加え、2016年11月28日の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（2016年法律第89号）が公布され、2017年11月1日の施行以降、技能実習制度の対象職種に介護職種が追加されたことで、ベトナム・日本の双方向から介護ビジネスに注目が集まっています。そこで、本コラムでは、昨今注目が集まっている、介護事業についてお話ししたいと思います。

## &lt;ベトナム介護の現状&gt;

今後、ベトナムでは高齢者を支える社会基盤や介護サービスの需要が急速に高まると考えられています。こうした事態を受け、2009年にベトナム政府は高齢者に関する法律「高齢者法」を制定し、2010年7月より施行しています。同法は高齢化対策を包括的に規定した法律で、全6章31条で構成され、高齢者の権利と義務、高齢者の介護に関する家族や国・社会の責務、高齢者の社会参加を規定しています。しかし、高齢者法において、高齢者ケアは、その子孫、または扶養者が行う必要があると記載され、積極的に第三者に介護を依頼しようとする家庭は多くありません。さらに、かつての日本と同様、家族の世

話を第三者に依頼することを「親不孝」と考える文化が浸透しているのが現状です。

## &lt;介護現場&gt;

ベトナムの介護は、現状、入居型の介護施設の数是非常に少なく、家政婦を雇う訪問型の介護が主流です。日系企業では、さくら介護ベトナムという企業が既に同様のサービスを現地で展開しています。しかし、高齢化が進行する中で、入居型の介護施設のニーズも緩やかではあるものの拡大しており、南部にあるピンズン省では、岡山県の企業、株式会社桜梅桃里が2017年に入居型の老人ホームをオープンし、介護ベッドなど日本メーカーの製品を採用するだけではなく、日本式の介護を現地介護従事者にトレーニングを行い、サービス展開を開始しました。現状、ローカルの介護施設では、介護師に関する特別な資格を持たない従事者がほとんどで、看護師や医師が常駐し支援している機関も少ないのが現状です。写真は、現地の介護施設の寝室とリハビリ設備で、簡易のベッドに旧式のリハビリ設備がある程度で、介護レベルそのものが低いことが伺えます。



■ローカルの介護施設

左:寝室  
下:リハビリ器具  
(筆者撮影)



## &lt;総括&gt;

これから5年後、介護分野における技能実習生が実習を終え帰国する頃には、ベトナム国内でも更に同分野が注目されることは間違いありません。医療・薬品分野と同様、それらの知識や経験、技術がある日本にとって、今後のビジネスチャンスとなることは一目瞭然ですが、ベトナムへの進出を考えた場合、技能実習生が帰国する5年後に動き出すのでは、やはり遅く、なるべく早い段階で市場調査や視察を実施されることを推奨いたします。